

令和4年9月富津市議会定例会  
議案等資料

令和4年8月26日

富 津 市

令和4年9月富津市議会定例会議案等資料一覧表

番 号	件 名	頁
	令和4年9月富津市議会定例会議案等概要	1
議案第4号資料	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表（第1条による改正）	6
議案第4号資料	富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第2条による改正）	7
議案第4号資料	職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（第3条による改正）	8
議案第4号資料	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表（第4条による改正）	12
議案第4号資料	富津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第5条による改正）	14
議案第5号資料	一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表	15
議案第6号資料	富津市職員の定年等に関する条例新旧対照表	24
議案第7号資料	職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第1条による改正）	32
議案第7号資料	職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第2条による改正）	42
議案第8号資料	千葉県市町村総合事務組合規約新旧対照表	46
議案第9号資料	富津市一般廃棄物最終処分場下水道放流施設工事概要	50
議案第10号資料	富津市立図書館用図書購入概要	51
議案第11号資料	青堀保育園園舎等の売買に係る変更契約概要	52

令和4年9月富津市議会定例会議案等概要

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部等
議案第1号	<p>令和4年度富津市一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについて (提案理由) 法人市民税の確定申告に伴う中間納付額の還付が発生し、当初予算額を大幅に上回る事となった過誤納還付金に係る予算を措置する令和4年度富津市一般会計補正予算(第5号)について、地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和4年8月3日に専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものである。</p>	総務部
議案第2号	<p>令和4年度富津市一般会計補正予算(第6号) 補正額 27,985千円 補正後の予算額 20,406,879千円 (事業内容) ・図書館整備事業 27,985千円</p>	総務部
議案第3号	<p>職員の降給に関する条例の制定について (提案理由) 地方公務員法の一部を改正する法律が施行されること等に伴い、分限のうち降給に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。 (施行日) 令和5年4月1日</p>	総務部
議案第4号	<p>職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (提案理由) 地方公務員法の一部を改正する法律が施行されること等に伴い、関係する条例を整備するものである。 (施行日) 令和5年4月1日</p>	総務部
議案第5号	<p>一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、60歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を設ける等のため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和5年4月1日</p>	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部等
議案第 6 号	<p>富津市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(提案理由)</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等をするため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日)</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日。一部公布の日</p>	総務部
議案第 7 号	<p>職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(提案理由)</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、育児休業及び育児短時間勤務の取得対象者となる職員の範囲を改めるとともに、人事院による育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等のために講じる措置との権衡を踏まえ、職員の育児休業取得要件の緩和等をするため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日)</p> <p>令和 4 年 10 月 1 日。一部令和 5 年 4 月 1 日</p>	総務部
議案第 8 号	<p>千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について</p> <p>(提案理由)</p> <p>千葉県市町村総合事務組合が共同処理する事務のうち、公平委員会に関する事務に令和 5 年 4 月 1 日から四市複合事務組合を加えることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものである。</p> <p>(施行日)</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日</p>	総務部
議案第 9 号	<p>工事請負契約の締結について</p> <p>(提案理由)</p> <p>富津市一般廃棄物最終処分場下水道放流施設工事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	市民部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部等
議案第10号	<p>財産の取得について (提案理由)</p> <p>富津市立図書館用図書を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	教育部
議案第11号	<p>財産の取得の変更について (提案理由)</p> <p>青堀保育園園舎等を取得することについて、保育所の登記床面積の変更に伴い、延床面積を変更する必要が生じたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	健康福祉部
議案第12号	<p>令和4年度富津市一般会計補正予算(第7号)</p> <p>補正額 140,892千円 補正後の予算額 20,547,771千円</p> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全施設対策事業 22,449千円</li> <li>・道路維持事業 43,882千円</li> <li>・予防接種事業 20,000千円</li> </ul>	総務部
議案第13号	<p>令和4年度富津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)</p> <p>補正額 85,012千円 補正後の予算額 5,804,772千円</p> <p>(提案理由)</p> <p>令和3年度決算の確定に伴い、歳入では繰越金を、歳出では国民健康保険基金積立金及び県負担金返還金を増額するとともに、人事異動に伴う人件費補正をするものである。</p>	健康福祉部
議案第14号	<p>令和4年度富津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)</p> <p>補正額 △442千円 補正後の予算額 706,558千円</p> <p>(提案理由)</p> <p>令和3年度決算の確定に伴い、歳入では繰越金を、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を減額するとともに、人事異動に伴う人件費補正をするものである。</p>	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部等
議案第15号	<p>令和4年度富津市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)</p> <p>補正額 109,806千円 補正後の予算額 5,463,806千円</p> <p>(提案理由) 令和3年度決算の確定に伴い、歳入では繰越金などを、歳出では介護保険給付費準備基金積立金、国庫負担金返還金などを増額するとともに、人事異動に伴う人件費補正をするほか、債務負担行為の補正をするものである。</p>	健康福祉部
議案第16号	<p>令和3年度富津市一般会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>(決算概要)</p> <p>歳入決算額 22,058,424千円 歳出決算額 20,594,671千円 差引 1,463,753千円</p> <p>(提案理由) 地方自治法第233条第3項の規定により令和3年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。</p>	総務部
議案第17号	<p>令和3年度富津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>(決算概要)</p> <p>歳入決算額 5,711,215千円 歳出決算額 5,612,014千円 差引 99,201千円</p> <p>(提案理由) 地方自治法第233条第3項の規定により令和3年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。</p>	健康福祉部
議案第18号	<p>令和3年度富津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>(決算概要)</p> <p>歳入決算額 672,404千円 歳出決算額 670,106千円 差引 2,298千円</p> <p>(提案理由) 地方自治法第233条第3項の規定により令和3年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。</p>	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部等
議案第19号	<p>令和3年度富津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  (決算概要)  歳入決算額 5,383,011千円  歳出決算額 5,279,047千円  差引 103,964千円  (提案理由)  地方自治法第233条第3項の規定により令和3年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。</p>	健康福祉部
報告第1号	<p>令和3年度決算に基づく富津市健全化判断比率の報告について  (報告理由)  地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により令和3年度決算に基づく富津市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて議会に報告するものである。</p>	総務部
報告第2号	<p>専決処分の報告について  (報告理由)  車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	総務部
報告第3号	<p>専決処分の報告について  (報告理由)  支払遅延による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	会計課
報告第4号	<p>専決処分の報告について  (報告理由)  車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	総務部





議案第4号資料

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）新旧対照表（第2条による改正）

現 行	改 正 案
<p>（報酬の特例）</p> <p>第6条 市長、副市長、教育長、常勤の一般職の職員及び企業職員並びに再任用職員_____（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）が特別職の職員を兼ねる場合においては、第2条の規定にかかわらず、その兼ねる職の報酬を支給しないことができる。</p> <p>2 議会の議員が特別職の職員を兼ねる場合においては、第2条の規定にかかわらず、その報酬を支給しないものとする。</p>	<p>（報酬の特例）</p> <p>第6条 市長、副市長、教育長、常勤の一般職の職員及び企業職員並びに定年前提任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員として_____採用された職員をいう。）が特別職の職員を兼ねる場合においては、第2条の規定にかかわらず、その兼ねる職の報酬を支給しないことができる。</p> <p>2 議会の議員が特別職の職員を兼ねる場合においては、第2条の規定にかかわらず、その報酬を支給しないものとする。</p>





上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日) を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日 (育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員

\_\_\_\_) にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2) 次号に掲げる職員以外の職員であつて、当該年度の中途において新たに職員となるもの その年度の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数

(3) 当該年度の前年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律 (昭和27年法律第289号) の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、本市以外の地方公共団体の職員、国家公務員、独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第2条第1項に規定する独立行政法人に使用される者 (国家公務員を除く。) 又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 (平成12年法律第50号) 第10条第2項に規定する退職派遣者 (以下この号において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。) であつた者であつて引き続き当該年度に新たに職員となつたものその他規則で定める職員 地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数

2 年次有給休暇 (この項の規定により繰り越されたものを除く。) は、規則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが

上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日) を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日 (育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員

\_\_\_\_) にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2) 次号に掲げる職員以外の職員であつて、当該年度の中途において新たに職員となるもの その年度の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数

(3) 当該年度の前年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律 (昭和27年法律第289号) の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、本市以外の地方公共団体の職員、国家公務員、独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第2条第1項に規定する独立行政法人に使用される者 (国家公務員を除く。) 又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 (平成12年法律第50号) 第10条第2項に規定する退職派遣者 (以下この号において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。) であつた者であつて引き続き当該年度に新たに職員となつたものその他規則で定める職員 地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数

2 年次有給休暇 (この項の規定により繰り越されたものを除く。) は、規則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが

公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。



る事項とする。

(1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項

(2) 当該職員の派遣先団体における業務の従事状況の連絡に関する事項

る事項とする。

(1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項

(2) 当該職員の派遣先団体における業務の従事状況の連絡に関する事項

議案第4号資料

富津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年富津市条例第4号）新旧対照表（第5条による改正）

現 行	改 正 案
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) 職員の人事評価の状況</p> <p>(3) 職員の給与の状況</p> <p>(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(5) 職員の休業に関する状況</p> <p>(6) 職員の分限及び懲戒処分の状況</p> <p>(7) 職員のサービスの状況</p> <p>(8) 職員の退職管理の状況</p> <p>(9) 職員の研修の状況</p> <p>(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況</p> <p>(11) その他市長が必要と認める事項</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) 職員の人事評価の状況</p> <p>(3) 職員の給与の状況</p> <p>(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(5) 職員の休業に関する状況</p> <p>(6) 職員の分限及び懲戒処分の状況</p> <p>(7) 職員のサービスの状況</p> <p>(8) 職員の退職管理の状況</p> <p>(9) 職員の研修の状況</p> <p>(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況</p> <p>(11) その他市長が必要と認める事項</p>



議案第5号資料

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(給料表)</p> <p>第4条 給料表は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>4 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を認定し、又は改定することができる。</p> <p>5 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>6 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、全ての職員の職を第3項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付しなければならない。</p> <p>7 職員の給料は、給料表により支給しなければならない。ただし、給料表により難い特別な事由がある場合はこの限りでない。</p> <p>8 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>（復職時等における給料月額 の調整）</p> <p>第6条 休職（地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた場合を含む。以下同じ。）又は休暇のため勤務しなかった職員が復職し、又は再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、規則の定めるところにより、<u>その者</u>の給料月額を調整（昇給期間の短縮を含む。）することができる。</p> <p>（再任用職員等 の給料月額）</p>	<p>(給料表)</p> <p>第4条 給料表は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>4 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を認定し、又は改定することができる。</p> <p>5 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>6 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、全ての職員の職を第3項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付しなければならない。</p> <p>7 職員の給料は、給料表により支給しなければならない。ただし、給料表により難い特別な事由がある場合はこの限りでない。</p> <p>8 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>（復職時等における給料の月額の調整）</p> <p>第6条 休職（地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた場合を含む。以下同じ。）又は休暇のため勤務しなかった職員が復職し、又は再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、規則の定めるところにより、<u>当該職員</u>の給料の月額を調整（昇給期間の短縮を含む。）することができる。</p> <p>（定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額）</p>

<p>第6条の2 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p>	<p>第6条の2 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前提任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前提任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第4条第5項の規定により当該定年前提任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前提任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>
<p>2 富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号。以下「任期付職員条例」という。）第3条又は第4条の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）の給料月額は、<u>その者</u>に適用される給料表の任期付職員の項に掲げる給料月額のうち、<u>その者</u>の属する職務の級に応じた額とする。</p>	<p>2 富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号。以下「任期付職員条例」という。）第3条又は第4条の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）の給料月額は、<u>当該職員</u>に適用される給料表の任期付職員の項に掲げる給料月額のうち、<u>当該職員</u>の属する職務の級に応じた額とする。</p>
<p>3 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	
<p>（時間外勤務手当）</p>	<p>（時間外勤務手当）</p>
<p>第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>	<p>第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>
<p>（1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務</p>	<p>（1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務</p>
<p>（2） 前号に掲げる勤務以外の勤務</p>	<p>（2） 前号に掲げる勤務以外の勤務</p>

2 短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に、又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に、又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

<p>5 勤務時間条例第8条の3に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合</p> <p>(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合（期末手当）</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p>	<p>5 勤務時間条例第8条の3に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合</p> <p>(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合（期末手当）</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p>
--	---

<p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条_____においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前<u>6箇月以内</u>の期間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、<u>任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの_____総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</u></p> <p>（1）前項の職員のうち再任用職員_____以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>（2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p>	<p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前_____の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、_____次の各号に掲げる職員の区分ごとの<u>勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</u></p> <p>（1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>（2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p>
---	---

<p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。</p> <p>（再任用職員等 _____ についての適用除外）</p>	<p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。</p> <p>（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）</p>
<p>第24条の2 第10条 _____、第11条、第20条及び第20条の2の規定は、再任用職員 _____ 及び任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には、適用しない。</p> <p>附 則 （平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）</p>	<p>第24条の2 第4条第8項、第5条、第10条、第11条、第20条及び第20条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には、適用しない。</p> <p>附 則 （平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）</p>
<p>10 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第21条第2項及び第22条第2項の規定の適用については、第21条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、第22条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。</p>	<p>10 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第21条第2項及び第22条第2項の規定の適用については、第21条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、第22条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。</p>
	<p>11 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第13項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第5項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第8項並びに第5条第2項及び第3項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p>

- 12 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
  - (2) 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間（同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
  - (3) 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 13 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第15項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 14 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第11





										以外の職員									
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	任期付職員	153,000	194,000	226,300	256,300	274,000	294,200	325,600	361,000	
任期付職員		153,000	194,000	226,300	256,300	274,000	294,200	325,600	361,000	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
											円	円	円	円	円	円	円	円	円
											187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	

議案第6号資料

富津市職員の定年等に関する条例（昭和59年富津市条例第1号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号_____）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3_____の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。 (定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。 (定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に_____に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該_____職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条—第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第14条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。 (定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。 (定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由がある_____と認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をい</u></p>

	<p>う。以下この項及び次項において同じ。) (第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。) を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。) を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p>
<p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により</p>	<p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</p>
<p>公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき</p>	<p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</p>
<p>(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p>	<p>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</p>
<p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p>	<p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。</p>
<p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p>	<p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p>
<p>4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第</p>	<p>4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第</p>

<p>1項の事由_____が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>その期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p>	<p>1項各号に掲げる事由がなくなった_____と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>当該期限を繰り上げるものとする</u>_____。</p>
<p>5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、市長が定める。 (定年に関する施策の調査等)</p>	<p>5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、市長が定める。 (定年に関する施策の調査等)</p>
<p>第5条 市長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施_____を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。</p>	<p>第5条 市長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。</p>
	<p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p>
	<p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、一般職の職員の給与等に関する条例(昭和46年富津市条例第25号)第19条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。 (管理監督職勤務上限年齢)</p>
	<p>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。 (他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</p>
	<p>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</p>
	<p>(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。</p> <p>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を</p>

すること。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規

定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することがで

きるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(市を構成団

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号。以下「改正法」という。）附則第3条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第4条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条」と、同項及び同条第2項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和60年3月31日」と読み替えるものとする。

体とする地方公共団体の組合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

## 第5章 雑則

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号。以下「改正法」という。）附則第3条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第4条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条」と、同項及び同条第2項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和60年3月31日」と読み替えるものとする。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前



年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

議案第7号資料

職員の育児休業等に関する条例（平成4年富津市条例第2号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>（2） 富津市職員の定年等に関する条例（昭和59年富津市条例第1号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>（3） 富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>（4） <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> 以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>（ア） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4</p> <hr/> <p>の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>（イ） 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>（2） 富津市職員の定年等に関する条例（昭和59年富津市条例第1号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>（3） 富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>（4） <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>（ア） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定</u>に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>（イ） 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p>

育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育する

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育する

ために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年富津市条例第4号。以下第20条第2項において「会計年度任用職員任用等条例」という。）第26条に規定する特別休暇として産前産後に勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき

ために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年富津市条例第4号。以下第20条第2項において「会計年度任用職員任用等条例」という。）第26条に規定する特別休暇として産前産後に勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、

次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる

<p>当該子の1歳6箇月到達日</p>	<p>事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6箇月到達日</p>
	<p>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p>
<p>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする)育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする</p>	<p>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする</p>
<p>地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p>	<p>地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p>
<p>イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</p>	<p>ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</p>
	<p>エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</p>



は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画に

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

ついて育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消され

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消され



た後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

- (3) 育児短時間勤務職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第13条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第13条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (2) 育児短時間勤務職員について当該育児短時間勤務

た後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第13条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第13条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務

の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。  
 (育児短時間勤務職員 についての給与条例の特例)

第17条 育児短時間勤務職員

についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

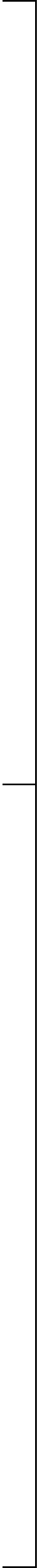
第4条第7項	特別な事由	特別な事由(育児短時間勤務職員の給料月額については、その者の属する職務の級及びその者の受ける号級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項又は第4項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。)
第14条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100 _____ を乗じて得た額とする
		(略)

の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。  
 (育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第17条 育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)

についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第8項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額 は、 _____ その者の受ける号級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項 _____ に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。
第14条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
		(略)



議案第7号資料

職員の育児休業等に関する条例（平成4年富津市条例第2号）新旧対照表（第2条による改正）

改正前	改正案
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 富津市職員の定年等に関する条例（昭和59年富津市条例第1号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(3) 富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>(4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 富津市職員の定年等に関する条例（昭和59年富津市条例第1号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(3) <u>富津市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) 富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>(5) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p>

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 富津市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第17条 育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 富津市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (3) 富津市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第17条 育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第8項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号級に応じた額 に、勤務時間条例第2条第2項 の規定により定められたその者 の勤務時間を同条第1項に規定する 勤務時間で除して得た数（以下「算出 率」という。）を乗じて得た額とする。
(略)		

(部分休業をすることができない職員)

第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第19条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間

第4条第8項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号級に応じた額 に、勤務時間条例第2条第2項又は第 4項の規定により定められたその者 の勤務時間を同条第1項に規定する 勤務時間で除して得た数（以下「算出 率」という。）を乗じて得た額とする。
(略)		

(部分休業をすることができない職員)

第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第19条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間

<p>を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>3 富津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年富津市条例第84号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（次のよう略）</p>	<p>を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>3 富津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年富津市条例第84号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（次のよう略）</p> <p><u>（読替規定）</u></p> <p>4 <u>育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。）を行う職員に対する給与条例附則第11項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</u></p>
--	--

議案第8号資料

千葉県市町村総合事務組合同規約（昭和30年千葉県告示第496号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、別表第1に掲げる市町村並びに一部事務組合及び広域連合（以下「組織団体」という。）をもって組織する。</p> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第2上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。</p> <p>(1) 常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下「職員」という。）に対する退職手当の支給</p> <p>(2) 住民の交通災害共済事業</p> <p>(3) 議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償</p> <p>(4) 非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償</p> <p>(5) 非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、非常勤水防団長、非常勤水防団員、水防従事者及び応急措置業務従事者の公務上の災害に対する補償</p> <p>(6) 非常勤消防団員に対する退職報償金の支給</p> <p>(7) 消防吏員及び消防団員に対する賞じゅつ金の授与</p> <p>(8) 非常勤消防団員及び消防作業従事者の公務上の災害に対する見舞金の支給</p> <p>(9) 住民の予防接種事故に対する救済措置</p> <p>(10) 住民の自然災害に対する災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け</p> <p>(11) 公平委員会に関する事務</p> <p>(12) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社に関する事務</p>	<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、別表第1に掲げる市町村並びに一部事務組合及び広域連合（以下「組織団体」という。）をもって組織する。</p> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第2上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。</p> <p>(1) 常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下「職員」という。）に対する退職手当の支給</p> <p>(2) 住民の交通災害共済事業</p> <p>(3) 議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償</p> <p>(4) 非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償</p> <p>(5) 非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、非常勤水防団長、非常勤水防団員、水防従事者及び応急措置業務従事者の公務上の災害に対する補償</p> <p>(6) 非常勤消防団員に対する退職報償金の支給</p> <p>(7) 消防吏員及び消防団員に対する賞じゅつ金の授与</p> <p>(8) 非常勤消防団員及び消防作業従事者の公務上の災害に対する見舞金の支給</p> <p>(9) 住民の予防接種事故に対する救済措置</p> <p>(10) 住民の自然災害に対する災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け</p> <p>(11) 公平委員会に関する事務</p> <p>(12) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社に関する事務</p>



<p>(13) 職員の共同研修機関の設置及び運営  (14) 職員採用試験の合同実施  (15) 消防救急無線設備（移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く。）の整備及び管理  (16) 軽自動車税の賦課徴収に関する申告書（市町村へ直接提出されるものを除く。）の受付</p>	<p>(13) 職員の共同研修機関の設置及び運営  (14) 職員採用試験の合同実施  (15) 消防救急無線設備（移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く。）の整備及び管理  (16) 軽自動車税の賦課徴収に関する申告書（市町村へ直接提出されるものを除く。）の受付</p>
<p>2 組合は、前項に規定するもののほか、千葉県自治会館の設置及び管理を行うことができる。</p>	<p>2 組合は、前項に規定するもののほか、千葉県自治会館の設置及び管理を行うことができる。</p>
<p>別表第1（第2条関係）</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p>
<p>千葉県 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匠水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房</p>	<p>千葉県 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匠水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房</p>

総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合  
別表第2 (第3条第1項関係)

共同処理する 事務	共同処理する団体
	(略)
第3条第1項 第11号に掲げ る事務	銚子市 館山市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市 原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道 市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富 里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神 崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 国保国吉病院組合 東葛中部地区総合開発事 務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々 井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山 武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛 生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛 生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖 苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校 組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡 市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町 村圏事務組合 長生郡市 広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事

総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合  
別表第2 (第3条第1項関係)

共同処理する 事務	共同処理する団体
	(略)
第3条第1項 第11号に掲げ る事務	銚子市 館山市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市 原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道 市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富 里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神 崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 国保国吉病院組合 東葛中部地区総合開発事 務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々 井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山 武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛 生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛 生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖 苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校 組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡 市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町 村圏事務組合 四市複合事務組合 長生郡市 広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事

務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東  
総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防  
組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛  
郡市広域市町村圏事務組合 君津富津広域下  
水道組合 印西地区環境整備事業組合 千葉  
県後期高齢者医療広域連合

(略)

務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東  
総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防  
組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛  
郡市広域市町村圏事務組合 君津富津広域下  
水道組合 印西地区環境整備事業組合 千葉  
県後期高齢者医療広域連合

(略)

## 議案第9号資料

### 富津市一般廃棄物最終処分場下水道放流施設工事概要

- 1 工 事 名 富津市一般廃棄物最終処分場下水道放流施設工事
- 2 工事場所 富津市新富12番地5
- 3 工 期 議会の議決日の翌日から令和5年8月31日まで
- 4 工事概要 富津市一般廃棄物最終処分場に浸出水の貯留槽等を増設し、隣接する君津富津広域下水道組合が管理する君津富津終末処理場へ放流するための施設工事

#### <工事内容>

- (1) 本体工事（基礎・水槽<sup>く</sup>躯体工事）
- (2) 外構工事（撤去・設置工事）
- (3) 鉄骨階段工事（製作）
- (4) 建築機械設備工事（浄化槽撤去工事等）
- (5) 機械設備工事（水中汚水汚泥ポンプ設置・既存設備撤去）
- (6) 配管工事
- (7) 電気設備工事（計装盤・動力盤設置・計器類設置）
- (8) 放流管路工事（放流管路敷設）

富津市立図書館用図書購入概要

- 1 物品名 富津市立図書館用図書
- 2 納品場所 富津市青木一丁目5番地1（富津市立図書館）
- 3 納入期間 議会の議決日の翌日から令和5年3月24日まで
- 4 購入内容 装備付図書

<図書>

- ・一般図書 31,450冊程度
- ・児童図書 19,500冊程度
- ・YA図書 1,000冊程度
- ・参考図書 2,100冊程度

<装備品>

- ・バーコード型ICタグ
- ・書誌データ（TRC MARC）
- ・フィルムコート、背ラベル

青堀保育園園舎等の売買に係る変更契約概要

1 変更の理由

社会福祉法人高砂福祉会が地域子育て支援室を設置するため、平成18年度に実施した青堀保育園園舎の増築に係る登記手続が令和4年6月30日に完了したことに伴い、令和3年11月26日に同法人と締結した青堀保育園園舎等に係る建物等売買契約において、売買物件の面積は公簿の記載によるものとしていることから、当該契約における保育所に係る延床面積を変更するものである。

2 変更の内容

	変更前の延床面積	変更後の延床面積	原因（登記の日付）
1階	758.25㎡	835.82㎡	平成19年3月22日増築 (令和4年6月30日)
2階	517.99㎡	517.99㎡	
合計	1,276.24㎡	1,353.81㎡	

